

## 芸術と社会包摂に関するこれからの文化政策の課題：障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を手がかりに

長津，結一郎  
九州大学大学院芸術工学研究院

<https://hdl.handle.net/2324/2232312>

---

出版情報：Journal of cultural economics. 16 (1), pp.42-46, 2019-03-31  
バージョン：  
権利関係：

## 芸術と社会包摂に関するこれからの文化政策の課題

### —障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を手がかりに—

長津 結一郎\*

#### I はじめに

2018年6月に議員立法として「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(以下、本法と表記し、特記しない場合の法の条文に関する引用は本法のものとする)が公布・施行された。本稿は2019年1月時点での情報を基に執筆しているが、現在は本法に定められた「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」(以下、本基本計画と表記する)の策定プロセスを踏んでいる真只中である。

筆者は本基本計画策定にあたり、有識者会議等が本基本計画を議論するためのたたき台を作成するワーキンググループの構成員として、2018年後半に文化庁・厚生労働省双方の担当者と意見を交わした。その一方筆者は、2005年ごろより障害のある人の表現活動についてのフィールドワークや現場の担い手の育成等に取り組んだ経験から、本法の成立過程への疑問を持ち、隣接領域の研究者との議論を行ってきた。こうした経緯を踏まえ本稿では、本法を手がかりとした、芸術と社会包摂に関する文化政策的な課題について整理していく。

#### II 文化庁と厚生労働省の連携状況：「各関連分野との有機的な連携」を念頭に

まず、文化庁と厚生労働省による連携の経緯や現状について簡単に触れておきたい。

文化庁においては2000年代初頭より文化芸術の振興に関する基本的な方針(第三次以降)等において文化芸術による社会包摂の可能性が論じられるようになってきた。後述する文化芸術基本法においても、「(略)文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。」(文化芸術基本法第二条十)と示されている。

一方、内閣府は1995年「障害者プラン」において生活の質(QOL)の向上を目指す文脈で芸術・文化活動の

振興を明記し、以降障害者基本計画において文化芸術活動の振興が位置付けられてきた。厚生労働省が2001年より実施してきた全国障害者芸術・文化祭は2012年度より国民文化祭と同一の都道府県で行うよう定められ、2017年度からは会期も同一のものとして開催されている。

2008年には文部科学省と厚生労働省の共同主催により「障害者アート推進のための懇談会」が開かれ、障害のある人の表現活動に対する国による支援が検討されはじめた。2013年に文化庁と厚生労働省により実施された「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」においては中間とりまとめが出され、支援の方向性として「裾野を広げる」という視点と、「優れた才能を伸ばす」という視点を踏まえた施策の重要性が指摘された。

これらの内容を受け厚生労働省では2014～2016年度「障害者の芸術活動支援モデル事業」として、全国をブロックに分け相談支援や人材育成などの事業を行うセンターを地域の事業所に委託する事業を開始した。この知見を踏まえこれらは2017年度より「障害者芸術文化活動普及支援事業」となり、2018年度には都道府県が主体となる普及支援事業(2018年度は24都府県が実施)に加え、全国レベル及びブロックレベルにおける支援を行うセンターがそれぞれ設置されている。

また2013年に「障害者の芸術文化振興議員連盟」が成立し、2014年東京オリンピック・パラリンピック競技大会招致決定を契機として「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の芸術文化振興議員連盟」に改称し、2017年には更に「共生社会の実現を目指す障害者の芸術文化振興議員連盟」に改称した(後述する本法はこの議員連盟による議員立法として制定された)。

#### III 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律をめぐる議論

本法の条文の詳細については、文化庁のウェブサイトにて公開されているのでご確認されたい。そのうえでここでは、法案成立前後や基本計画策定プロセスにおいて議論が噴出したポイントを3点に分けてここでは触れておきたい。

\* 九州大学大学院芸術工学研究院助教

E-mail : nagatsu@design.kyushu-u.ac.jp

1点目は、日本のアール・ブリュットや、多様な表現活動の現場との関係である。国内における障害のある人の表現活動は、当然のことながら、本法が成立するはるか以前より活発に行われてきた。その活動は今や幅広く、芸術分野や手法、目指す方向性などが事業主体によって細分化している。

ところが、本法の条文には以下のような文言が見られた。

「専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること」（第三条二、傍線筆者）

「専門的な～」から始まる文言は、障害のある人の表現に関わっているものであれば、2000年代中ごろより日本の障害のある人の作品を海外発信することを契機に日本全国に概念が広まった「アール・ブリュット」とほぼ同義であることに気づく。美術用語であったアール・ブリュットは従来の意味を拡大し、日本全国の障害者芸術の代名詞として転用されている。日本のこの用語をめぐる独自の展開から鑑みるに、この文言は「海外の美術館や市場でも通用する質の絵画・造形作品」と捉えるのが当初の一義的な意味であろうと思われる。しかし、専門的な教育や稽古等に基づいたすぐれた舞台作品、さらには従来の美術の尺度ではその質を測りかねるアートプロジェクト的な試みなど、現在の日本には障害と芸術をめぐる様々な取り組みが点在している。そのような状況において、いったい誰がどのように「芸術上価値が高い作品」を定義するのだろうか。

なお、芸術的な価値判断を国家が行うのは当然ご法度であるが、実は「芸術上価値」という文言を法令検索してみるといくつかの条文に行き当たる（その中には劇場法も含まれる）。ただしその全てが「我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」（文化財保護法での記述）のように、歴史上の価値と併記しているが、本法は併記していない。このことから、他の法律における芸術的価値の記載と本法での記載には異なる特徴があることがわかる。

2点目は、他の法的基盤との重複に関する議論である。本法を「裾野を広げる」観点から見直すと、障害のある人にとって鑑賞や創造・発表の場を確保することを求めているものでもある。しかし、2017年に改正された文化芸術基本法の第二条三には、「(略)国民がその年齢、障

害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」（傍線筆者）とある。すでに障害のある人の文化への関わりについて法的位置付けが行われている中に、さらに個別法を定めることへの疑問の声もあがった（ただ補足すると本法については、法案作成プロセスが文化芸術基本法改正とほぼ同時並行であったようで、議員からの提案時点では2001年公布の文化芸術振興基本法を前提としていたようだ）。また他にも、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を視野に入れた「障害者差別解消法」との重複を指摘する声も、法基本計画策定プロセスにおいて有識者から提起されていた。

3点目は、法制定のプロセスに関する議論である。本法は議員立法であったこともあり、その法案検討プロセスはあまり一般に公開されていない。前述した一連の議員連盟のメンバーを軸に法の検討が進められていたようで、それが議員連盟に所属する議員によって部分的に公開された際に、障害のある人が関わる表現の現場を担う人々や研究する人々から次々と示されたのが、以上のような懸念である。国会成立前にもしも、多様な現場や研究者等の声を取り入れる仕組みがあれば、これらの議論を踏まえたより充実した条文になったことが予測される。ただ、本基本計画策定の現場においては、これらのプロセスの不十分さを挽回するかのよう、幅広い有識者を集めた「障害者文化芸術活動推進有識者会議」を行い、懸念が一度に共有する場が持たれた。この議事録は厚生労働省のウェブサイト公開されている。

#### IV 排除の是正をふまえ包摂型社会へ向かう文化芸術像

最後に、これらの議論を踏まえ、今後本法や本基本計画を契機として起こり得る未来への期待を大きく2点に分けて記述したい。

1点めは、文化芸術における排除の是正である。

前述の通り本法では、障害のある人についての鑑賞や創造、発表等に対する「機会の拡大」を行うことを目指している。すでに述べたようにこれは文化芸術基本法の記述と重複しているのだが、本法を受けて地方公共団体が施策を講じることが求められているため、地方自治体や文化芸術の現場にはより具体的な対応が求められることとなる。こうした障害者への対応は一般に「合理的配慮」と呼ばれる。合理的配慮とは、障害者の権利に関する条約第二条によれば「障害者が他の者との平等を基礎とし

て全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。すなわち、障害のある当事者と、施策を推進する当事者同士が個別具体的に調整を行い、それぞれの現場における「均衡」を探っていくことが求められるのである。結果として、本法に基づいた施策を推進していく中で、障害のある人々のみならず、文化芸術の現場から排除されているおそれのある多様な人々との対話的な調整により、多くの人々が文化芸術に鑑賞、創造、参加等を行う契機となることが期待される。

2点めは、包摂型社会の形成に資する文化芸術像の構築である。

前述した「芸術上価値が高い作品」という本法の記述に、筆者はある種の絶望感を覚えた。というのも、本法の作成プロセスにおいて芸術の専門家が関与していたなら、このような文言にはならなかったのではないかと考えたからである。とすると、価値が高い、質が高い芸術といった際の「質の高さ」は、(おそらくは福祉分野の専門家や国会議員である)自分たちの周りにはいない遠くの専門家による「お墨付き」を求めているのだろうか、と考えざるを得ない。

文化芸術推進基本計画の記述を踏まえるまでもなく、「芸術上価値」と言う際の「価値」は多様である。なおさら、障害のある人の表現活動の現場での営為を知っていれば、ある創作物が、本人、支援者、家族など関わる人々それぞれの判断によって価値化され「作品」とみなされていくプロセスがあることも知っているだろう。極端な言い方をすれば、「芸術上価値」、およびそれに伴う多様な価値は、関わる人々すべてが決めているのである。それにも関わらず、美術の専門家が、あるいは海外の偉い誰かが「これはすごい!」とお墨付きを与えてくれるのを待つ状況のみを想像するのでは、あまりにも文化への捉え方の貧弱さを感じずにはいられない。そしてそのことは、文化芸術政策が何をもちたかという議論の貧弱さにもつながっている。

障害者が社会参加するための手段としてのみに芸術を持ち出すのであれば、それは「裾野を広げる」施策であり、どちらかという厚生労働省行政の範疇なのではないかとも思える。しかし昨今の展開において、文化政策として包摂型社会の形成を目指す施策に取り組むからには、障害のある人が関わる活動における文化政策としての意義、さらにはもう少し広く、文化の専門家ではない人々が関わる活動における、文化政策としての展望や意義を

本格的に考え、言語化しなくてはならない。そのような大きな問いを、本法をめぐる議論は突きつけているのである。

\*本原稿は、日本文化政策学会第12回年次研究大会(2018年11月24日・九州大学大橋キャンパス)におけるシンポジウム2「社会包摂を目指した文化芸術事業・施策の評価～社会デザインの観点から」での筆者のプレゼンテーション「近年の障害者芸術の政策動向：厚生労働省の施策を事例として」の発表内容を加筆修正したものである。